令　和　４　年　度

高砂市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

（注）

1　文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

2　各表中の符号の用法は、次のとおりである。

　　０．０　-------- 該当数値はあるが単位未満のもの。

　　「－」　-------- 該当数値がないもの。

3　各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。

4　文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

高　監　第　４７　号
令和５年　９月　１日

高 砂 市 長
　　都　倉　達　殊　様

高砂市監査委員
　　朝　家　　修
　　山　口　司　郎

令和４年度高砂市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

目　　次

第１　　審査の対象 ---------- １
第２　　審査の期間 ---------- １
第３　　審査の方法 ---------- １
第４　　審査の結果 ---------- １
　１　健全化判断比率 ---------- ２
　２　資金不足比率 ---------- ２
　３　健全化判断比率の状況 ---------- ３
　　（１）実質赤字比率 ---------- ３
　　（２）連結実質赤字比率 ---------- ５
　　（３）実質公債費比率 ---------- ７
　　（４）将来負担比率 ---------- ８
　４　資金不足比率の状況 ---------- ９
　　（１）水道事業会計 ---------- ９
　　（２）工業用水道事業会計 ---------- １０
　　（３）下水道事業会計 ---------- １１
　　（４）病院事業会計 ---------- １１
　む　す　び ---------- １２
参考資料　用語説明---------- １３

令和４年度　高砂市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の対象

令和４年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次のとおりである。

健全化判断比率等の対象となる会計等

区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	一般会計		⇕	↕	↕	↕	
	一般会計等に属する特別会計	広域ごみ処理事業特別会計					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計（法適用）	水道事業会計					↕
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
一部事務組合・広域連合					↕	↕	
地方公社・第三セクター等						↕	

第２　審査の期間

自　令和５年　７月２４日

至　令和５年　８月　９日

第３　審査の方法

令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して、審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率については適正に算定され、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、審査の概要について述べる。

1　健全化判断比率

（単位：%）

比率名	令和４年度	令和３年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	－	12.34	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	17.34	30.00
実質公債費比率	4.8	4.4	0.4	25.0	35.00
将来負担比率	61.0	72.4	△ 11.4	350.0	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「－」で表示している。

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

（１）実質赤字比率では、実質赤字額は生じていないため算出されていない。

（２）連結実質赤字比率では、連結実質赤字額は生じていないため算出されていない。

（３）実質公債費比率は 4.8%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

（４）将来負担比率は 61.0%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、次の算定式による。

（１）実質赤字比率早期健全化基準（標準財政規模が 200 億円以上 500 億円未満の団体）

＝（(標準財政規模＋1,000 億円）÷（120×標準財政規模）×100＋20）÷2＝12.34

（２）連結実質赤字比率早期健全化基準＝実質赤字比率早期健全化基準＋5＝17.34

2　資金不足比率

（単位：%）

会計名	令和４年度	令和３年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－	－	－	
病院事業会計	－	－	－	

（注）資金不足比率については、資金不足額がない場合は「－」で表示している。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

３　健全化判断比率の状況

（１）実質赤字比率

実質赤字比率は、次のとおりである。

実　質　赤　字　比　率

（単位：千円、％）

項　　目		令和４年度	令和３年度	増減	増減率
歳入総額	①	43,221,451	53,740,978	△ 10,519,527	△ 19.6
歳出総額	②	41,875,062	51,586,771	△ 9,711,709	△ 18.8
歳入歳出差引額	①－②＝③	1,346,389	2,154,207	△ 807,818	△ 37.5
翌年度に繰り越すべき財源	④	55,430	87,609	△ 32,179	△ 36.7
一般会計等実質収支額	③－④＝A	1,290,959	2,066,598	△ 775,639	△ 37.5
標準財政規模	B	21,676,947	22,225,353	△ 548,406	△ 2.5
実質赤字比率 **（算定上の比率　A／B×１００）**		－ (△5.95)	－ (△9.29)	－ (3.34)	

（注）翌年度に繰り越すべき財源④：事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したもの。
繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。
（　　）内の数値は、実質黒字比率を負数で表示している。

［算定式］

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額　＝　歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和４年度の実質収支額は、1,290,959 千円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は「－」で表示している。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和４年度は△5.95％であり、前年度に比べ 3.34 ポイント上昇（悪化）している。これは主に、一般会計等実質収支額が前年度に比べ 775,639 千円（37.5％）減少したためである。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支額　A

（単位：千円）

区分 会計別	歳入総額 ①	歳出総額 ②	形式収支額 ③＝①－②	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 A＝③－④
一般会計	40,622,688	39,276,299	1,346,389	55,430	1,290,959
広域ごみ処理事業特別会計	2,598,763	2,598,763	0	0	0
合計	43,221,451	41,875,062	1,346,389	55,430	1,290,959

前年度と比較した標準財政規模は、次のとおりである。

標準財政規模　B

（単位：千円、％）

項目	令和４年度	令和３年度	増減	増減率
標準税収入額等	17,479,580	17,127,837	351,743	2.1
普通交付税額	3,592,123	3,037,988	554,135	18.2
臨時財政対策債発行可能額	605,244	2,059,528	△ 1,454,284	△ 70.6
合計	21,676,947	22,225,353	△ 548,406	△ 2.5

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模は、標準的な一般財源の規模を示すもので、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

令和４年度の標準財政規模は、21,676,947 千円で、前年度に比べて 548,406 千円減少している。これは、標準税収入額等が 351,743 千円、普通交付税額が 554,135 千円それぞれ増加したが、臨時財政対策債発行可能額が 1,454,284 千円減少したことによる。

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次のとおりである。

連 結 実 質 赤 字 比 率

（単位：千円、％）

項　　目		令和４年度	令和３年度	増減	増減率
一般会計	①	1,290,959	2,011,441	△ 720,482	△ 35.8
広域ごみ処理事業特別会計	②	0	55,157	△ 55,157	△ 100.0
実質収支額	①＋②＝Ａ	1,290,959	2,066,598	△ 775,639	△ 37.5
国民健康保険事業特別会計	③	15,078	118,943	△ 103,865	△ 87.3
後期高齢者医療事業特別会計	④	36,739	32,233	4,506	14.0
介護保険事業特別会計	⑤	184,746	186,976	△ 2,230	△ 1.2
実質収支額	③＋④＋⑤＝Ｂ	236,563	338,152	△ 101,589	△ 30.0
水道事業会計	⑥	570,047	767,461	△ 197,414	△ 25.7
工業用水道事業会計	⑦	8,649	8,648	1	0.0
下水道事業会計	⑧	653,220	720,319	△ 67,099	△ 9.3
病院事業会計	⑨	1,048,721	761,444	287,277	37.7
資金剰余額	⑥＋⑦＋⑧＋⑨＝Ｃ	2,280,637	2,257,872	22,765	1.0
合　　計	Ａ＋Ｂ＋Ｃ	3,808,159	4,662,622	△ 854,463	△ 18.3
標準財政規模	Ｄ	21,676,947	22,225,353	△ 548,406	△ 2.5
連結実質赤字比率 **（算定上の比率（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）／Ｄ×１００）**		－ （△17.56）	－ （△20.97）	－ （3.41）	

（注）（　　）内の数値は、連結実質黒字比率を負数で表示している。

［算定式］

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額　＝　（実質赤字合計額＋資金不足額合計額）
－（実質黒字合計額＋資金剰余額合計額）

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計及び公営企業に係る特別会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和４年度は△17.56％であり、前年度に比べ 3.41 ポイント上昇（悪化）している。これは主に、実質収支額と資金剰余額の合計額が前年度に比べ 854,464 千円（18.3％）減少したためである。

実質赤字比率で算定した一般会計及び広域ごみ処理事業特別会計以外の会計別の実質収支額及び資金剰余額（資金不足額）の状況は次のとおりである。

特別会計（一般会計等以外）の実質収支額　B

（単位：千円）

区分 会計別	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支額 (C)=(A)-(B)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)
国民健康保険事業特別会計	9,848,626	9,833,548	15,078	0	15,078
後期高齢者医療事業特別会計	1,431,257	1,394,518	36,739	0	36,739
介護保険事業特別会計	7,710,301	7,525,555	184,746	0	184,746
合計	18,990,184	18,753,621	236,563	0	236,563

公営企業会計における資金剰余額（資金不足額）　C

（単位：千円）

区分 会計別	流動資産等 (A)	解消可能資金不足額 (B)	流動負債等 (C)	算入地方債の現在高 (D)	資金剰余額（△資金不足額） (E)=(A)+(B)-(C)-(D)
水道事業会計	920,525	0	350,478	0	570,047
工業用水道事業会計	64,914	0	56,265	0	8,649
下水道事業会計	972,011	0	318,791	0	653,220
病院事業会計	1,562,636	0	513,915	0	1,048,721
合計	3,520,086	0	1,239,449	0	2,280,637

（注）流動資産等　　流動資産－控除財源－控除額等
　　流動負債等　　流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額等

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、次のとおりである。

実 質 公 債 費 比 率

（単位：千円、％）

項　　目		令和４年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度
地方債の元利償還金	A	3,216,420	3,090,151	2,937,673	2,804,510
準元利償還金	B	1,980,567	2,039,287	2,087,469	2,156,345
特定財源	C	1,021,836	1,036,236	1,085,173	1,079,767
算入公債費等	D	3,175,064	3,179,900	3,172,333	3,153,164
標準財政規模	E	21,676,947	22,225,353	21,245,173	20,437,829
A＋B		5,196,987	5,129,438	5,025,142	4,960,855
C＋D		4,196,900	4,216,136	4,257,506	4,232,931
（A＋B）－（C＋D）		1,000,087	913,302	767,636	727,924
E－D		18,501,883	19,045,453	18,072,840	17,284,665
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)}\times 100$		5.40	4.79	4.24	4.21
実質公債費比率（３カ年平均）		4.8			
			4.4		

（注）算入公債費等Ｄ：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。以下の表について同じ。

［算定式］

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

令和２年度から令和４年度までの３カ年平均の実質公債費比率は、前年度から 0.4 ポイント上昇（悪化）し、4.8%となった。これは令和４年度単年度の実質公債費比率が、令和元年度単年度の比率を上回ったことによるものである。

令和４年度の単年度の比率をみると、前年度から 0.61 ポイント上昇（悪化）し、5.40%となった。これは主に準元利償還金で 58,720 千円減少したものの、地方債の元利償還金で 126,269 千円増加したためである。

（４）将来負担比率

将来負担比率は、次のとおりである。

将　来　負　担　比　率

（単位：千円、％）

項　　目		令和４年度	令和３年度	増減	増減率
将来負担額	A	69,628,619	71,636,173	△ 2,007,554	△ 2.8
地方債の現在高	①	45,742,179	45,556,917	185,262	0.4
債務負担行為に基づく支出予定額	②	0	0	0	－
公営企業債等繰入見込額	③	17,914,906	19,899,294	△ 1,984,388	△ 10.0
組合負担等見込額	④	0	0	0	－
退職手当負担見込額	⑤	5,971,534	6,179,962	△ 208,428	△ 3.4
設立法人の負債額等負担見込額	⑥	0	0	0	－
連結実質赤字額	⑦	0	0	0	－
組合連結実質赤字額負担見込額	⑧	0	0	0	－
充当可能財源等	B	58,332,809	57,829,381	503,428	0.9
充当可能基金	⑨	11,809,741	9,631,870	2,177,871	22.6
充当可能特定歳入	⑩	9,325,269	10,326,278	△ 1,001,009	△ 9.7
うち都市計画税収		8,972,993	9,871,603	△ 898,610	△ 9.1
基準財政需要額算入見込額	⑪	37,197,799	37,871,233	△ 673,434	△ 1.8
標準財政規模	C	21,676,947	22,225,353	△ 548,406	△ 2.5
算入公債費等	D	3,175,064	3,179,900	△ 4,836	△ 0.2
A－B		11,295,810	13,806,792	△ 2,510,982	△ 18.2
C－D		18,501,883	19,045,453	△ 543,570	△ 2.9
将来負担比率 （A－B）／（C－D）×１００		61.0	72.4	△ 11.4	

［算定式］

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－充当可能財源等}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和４年度の将来負担比率は、前年度から 11.4 ポイント低下（改善）し、61.0％となっている。これは主に、将来負担額Ａが前年度に比べ 2,007,554 千円(2.8%)減少し、充当可能財源等Ｂが前年度に比べ 503,428 千円（0.9%）増加したためである。

将来負担額は、前年度に比べ 2,007,554 千円減少しているが、これは、公営企業債等繰入見込額で 1,984,388 千円、退職手当負担見込額で 208,428 千円それぞれ減少したためである。

４　資金不足比率の状況

［算定式］

資金不足比率　＝　$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

資金の不足額　＝　（流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額等）
＋算入地方債の現在高－（流動資産－控除財源－控除額等）
－解消可能資金不足額

事業の規模　＝　営業収益の額－受託工事収益の額

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻化を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として算定される。

この比率が経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

（１）水道事業会計

令和４年度の資金不足比率は、資金の不足額Ａが△570,047 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

水　道　事　業　会　計

（単位：千円、％）

区　　分			令和４年度	令和３年度	増減	増減率
資金の不足額		ア＋イ－ウ－エ＝Ａ	△ 570,047	△ 767,461	197,414	△ 25.7
	流動負債等	①－②－③－④－⑤＝ア	350,478	335,709	14,769	4.4
	流動負債	①	731,592	750,263	△ 18,671	△ 2.5
	控除企業債等	②	381,114	414,554	△ 33,440	△ 8.1
	控除未払金等	③	0	0	0	－
	控除額	④	0	0	0	－
	控除引当金等	⑤	0	0	0	－
	算入地方債の現在高	イ	0	0	0	－
	流動資産等	⑥－⑦－⑧＋⑨＝ウ	920,525	1,103,170	△ 182,645	△ 16.6
	流動資産	⑥	920,525	1,103,170	△ 182,645	△ 16.6
	控除財源	⑦	0	0	0	－
	控除額	⑧	0	0	0	－
	貸倒引当金	⑨	0	0	0	－
	解消可能資金不足額	エ	0	0	0	－
事業の規模		オ－カ＝Ｂ	902,326	974,500	△ 72,174	△ 7.4
	営業収益の額	オ	905,497	997,775	△ 92,278	△ 9.2
	受託工事収益の額	カ	3,171	23,275	△ 20,104	△ 86.4
資金不足比率（Ａ／Ｂ×１００）			－（△ 63.2）	－（△ 78.8）	－15.6	

（注）資金剰余額がある場合、資金の不足額は負の値で表示される。(　　)内の数値は、資金剰余比率を負数で表示した場合の比率である。以下の表について同じ。

（２）工業用水道事業会計

令和４年度の資金不足比率は、資金の不足額Ａが△8,649 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

工 業 用 水 道 事 業 会 計

（単位：千円、％）

区　　分			令和４年度	令和３年度	増減	増減率
資金の不足額		ア＋イ－ウ－エ＝Ａ	△ 8,649	△ 8,648	△ 1	0.0
	流動負債等	①－②－③－④－⑤＝ア	56,265	39,065	17,200	44.0
	流動負債	①	56,265	39,065	17,200	44.0
	控除企業債等	②	0	0	0	－
	控除未払金等	③	0	0	0	－
	控除額	④	0	0	0	－
	控除引当金等	⑤	0	0	0	－
	算入地方債の現在高	イ	0	0	0	－
	流動資産等	⑥－⑦－⑧＋⑨＝ウ	64,914	47,713	17,201	36.1
	流動資産	⑥	64,914	47,713	17,201	36.1
	控除財源	⑦	0	0	0	－
	控除額	⑧	0	0	0	－
	貸倒引当金	⑨	0	0	0	－
	解消可能資金不足額	エ	0	0	0	－
事業の規模		オ－カ＝Ｂ	215,566	300,198	△ 84,632	△ 28.2
	営業収益の額	オ	215,566	300,198	△ 84,632	△ 28.2
	受託工事収益の額	カ	0	0	0	－
資金不足比率 （Ａ／Ｂ×１００）			－ (△ 4.0)	－ (△ 2.9)	－ △ 1.1	

（３）下水道事業会計

令和４年度の資金不足比率は、資金の不足額Ａが△653,220 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

下 水 道 事 業 会 計

（単位：千円、％）

区　　分			令和４年度	令和３年度	増減	増減率
資金の不足額		ア＋イ－ウ－エ＝Ａ	△ 653,220	△ 720,319	67,099	△ 9.3
	流動負債等	①－②－③－④－⑤＝ア	318,791	600,494	△ 281,703	△ 46.9
	流動負債	①	2,550,391	2,934,832	△ 384,441	△ 13.1
	控除企業債等	②	2,231,600	2,334,338	△ 102,738	△ 4.4
	控除未払金等	③	0	0	0	－
	控除額	④	0	0	0	－
	控除引当金等	⑤	0	0	0	－
	算入地方債の現在高	イ	0	0	0	－
	流動資産等	⑥－⑦－⑧＋⑨＝ウ	972,011	1,320,813	△ 348,802	△ 26.4
	流動資産	⑥	972,011	1,320,813	△ 348,802	△ 26.4
	控除財源	⑦	0	0	0	－
	控除額	⑧	0	0	0	－
	貸倒引当金	⑨	0	0	0	－
	解消可能資金不足額	エ	0	0	0	－
事業の規模		オ－カ＝Ｂ	2,139,902	2,214,311	△ 74,409	△ 3.4
	営業収益の額	オ	2,139,902	2,214,311	△ 74,409	△ 3.4
	受託工事収益の額	カ	0	0	0	－
資金不足比率 （Ａ／Ｂ×１００）			－ （△ 30.5）	－ （△ 32.5）	－ 2.0	

（４）病院事業会計

令和４年度の資金不足比率は、資金の不足額Ａが△1,048,721 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

病 院 事 業 会 計

（単位：千円、％）

区　　分			令和４年度	令和３年度	増減	増減率
資金の不足額		ア＋イ－ウ－エ＝Ａ	△ 1,048,721	△ 761,444	△ 287,277	37.7
	流動負債等	①－②－③－④－⑤＝ア	513,915	729,157	△ 215,242	△ 29.5
	流動負債	①	586,205	922,525	△ 336,320	△ 36.5
	控除企業債等	②	72,290	193,368	△ 121,078	△ 62.6
	控除未払金等	③	0	0	0	－
	控除額	④	0	0	0	－
	控除引当金等	⑤	0	0	0	－
	算入地方債の現在高	イ	0	0	0	－
	流動資産等	⑥－⑦－⑧＋⑨＝ウ	1,562,636	1,490,601	72,035	4.8
	流動資産	⑥	1,562,636	1,490,601	72,035	4.8
	控除財源	⑦	0	0	0	－
	控除額	⑧	0	0	0	－
	貸倒引当金	⑨	0	0	0	－
	解消可能資金不足額	エ	0	0	0	－
事業の規模		オ－カ＝Ｂ	4,032,705	3,849,744	182,961	4.8
	営業収益の額	オ	4,032,705	3,849,744	182,961	4.8
	受託工事収益の額	カ	0	0	0	－
資金不足比率 （Ａ／Ｂ×１００）			－ （△ 26.0）	－ （△ 19.8）	－ △ 6.2	

む　す　び

以上のとおり、令和４年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。しかし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、悪化した財政・経営の健全化及び再生を進めることを目的としたものであることから、これらの比率がそれぞれの基準以上となっていないことだけをもって、財政・経営の健全性が示されるものではない。

令和４年度の決算において、一般会計等の実質収支額は 1,290,959 千円となっており、実質赤字比率は「－」（黒字）となっている。

また、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は、236,563 千円であり、法適用公営企業会計の資金剰余額は 2,280,637 千円であり、連結実質赤字比率の対象となる会計全体の実質収支額と資金剰余額の合計は 3,808,159 千円となっており、連結実質赤字比率は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（３カ年平均）は前年度の 4.4％から 4.8％に上昇（悪化）している。これは３カ年平均であることから、令和４年度単年度の実質公債費比率が、前年度の算入されていた令和元年度単年度の比率を上回ったことによるものである。

将来負担比率については、将来負担額が減少したことにより、61.0％と前年度から 11.4 ポイント低下（改善）しているが、県内では最下位グループに位置していることには変わらない状況である。

公営企業４会計では、資金剰余額が、水道事業会計で 570,047 千円、工業用水道事業会計で 8,649 千円、下水道事業会計で 653,220 千円及び病院事業会計で 1,048,721 千円それぞれ生じており、資金不足比率は算出されていない。

令和４年度は、国の好調な税収による地方交付税の増額や財政調整基金残高の増加などから、財務指標上は一見良好な財政状況であるように思われるが、決して楽観視できるものではない。

中期財政計画によれば、今後も大型事業実施に伴うランニングコストや多額の公債費の償還が見込まれており、さらに、金利の上昇や労働人口減による税収減などの不確定要素も含め、厳しい財政運営が予測されることから、これまで以上に既存事業の見直しをするとともに費用対効果を分析し、事業の取捨選択を行うべきである。

いずれにせよ、将来にわたり持続可能な財政運営を行えるよう、職員一丸となって限られた財源の中で効果的・効率的な施策の実施を期待するところである。

参考資料

用語説明

(1)健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2)実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3)連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4)実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。)。

(5)将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6)資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8)資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本としている。

(9)早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10)財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11)経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。